

関市告示第90号

関市がけ等擁壁工事補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月28日

関市長 尾 関 健 治

関市がけ等擁壁工事補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、防災上危険ながけ又は擁壁（以下「がけ等」という。）の擁壁工事をする土地の所有者等に対し関市がけ等擁壁工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、がけ等の安全性の向上を図り、もって市民の生命及び財産の保護並びに災害に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ 地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす人為的に造成された傾斜地をいう。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域をいう。
- (3) 土砂災害警戒区域等 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。
- (4) 公共施設 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建築物（市民が利用する建築物に限る。）及びその敷地、道路、公園等をいう。

(5) 土地の所有者等 がけ等がある土地の所有権を有する者（以下「土地所有者」という。）（がけ等がある土地が複数の者が共有する土地の場合にあっては共有者全員の合意によって代表者として選任された者、2筆以上の土地にわたって存在するがけ等をそれぞれ異なる者が所有している場合で、共同して擁壁工事をするときにあつては所有者全員の合意によって代表者として選任された者。以下これらの者を「代表者」という。）及びがけ等がある土地上の建築物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権を有する者（土地所有者の同意を得ている者に限る。）（以下「賃借人等」という。）をいう。

(6) 擁壁 がけの崩壊を防ぐための工作物(常時土圧を受けるものに限る。)

(7) 擁壁工事 擁壁の新設工事又は築造替え工事のうち、市長が適当と認めるものをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この告示で使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で使用する用語の例による。

（補助事業）

第3条 補助金の交付対象事業は、防災上危険ながけ等の擁壁工事をする事業で、次に掲げる要件を全て満たすもの（以下「補助事業」という。）とする。

(1) 建築基準法及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の定める基準に適合した擁壁工事であること。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等にあるがけ等の擁壁工事でないこと。

(3) 下端又は上端からその高さの2倍の水平距離の範囲内に公共施設があるがけ等（高さが2メートルを超えるものに限る。）の擁壁工事であること。

(4) 擁壁工事後の擁壁の高さが2メートルを超えること。

(5) 擁壁工事後の擁壁の上端及び下端に接する傾斜面の勾配が30度以下であること。ただし、当該傾斜面が切土をした土地の部分に生ずるがけ面である場合の勾配は、その土質に応じて宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）別表第一中欄に規定する角度以下とすることができる。

(6) 建築物の部分と擁壁を兼用させる擁壁工事でないこと。

(7) 関市競争入札等参加者選定要綱（平成16年関市告示第17号）第4条第1項に規定する関市競争入札等参加者名簿に登録されている者又はこれと同等の施工能力を有する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者が施工する擁壁工事であること。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、市内において補助事業を行う土地の所有者等であって、当該補助事業に係る土地所有者及び代表者又は賃借人等が補助事業を行う場合にあつては当該代表者又は賃借人等が次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 建築基準法第9条第1項の規定による命令、都市計画法第81条第1項の規定による命令その他法令等に基づき市長が行う指示等に違反していないこと。

(2) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体でないこと。

(3) 市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金を滞納していないこと。

(4) 補助事業について国、地方公共団体その他の団体から補助金等の交付を受けていないこと。

(5) 補助事業を行うがけ等について過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費であつて、次に掲げるものとする。

(1) 工事費

(2) 設計費

(3) 調査費

(4) 工事監理に係る費用

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、5,000,000円を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする土地の所有者等(以下「申請者」という。)は、関市がけ等擁壁工事補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(縮尺10,000分の1程度)
- (2) 平面図(縮尺500分の1から1,000分の1程度まで)
- (3) 標準横断面図(縮尺20分の1から50分の1程度まで)
- (4) 現況写真
- (5) 補助事業に係る見積書その他の補助対象経費が分かる書類
- (6) 個人情報調査同意書(別記様式第2号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付するかどうかを決定し、関市がけ等擁壁工事補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知する。

3 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、関市がけ等擁壁工事補助金交付申請変更等承認申請書(別記様式第4号)に交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市がけ等擁壁工事補助金変更等承認(不承認)通知書(別記様式第5号)により交付決定者に通知する。

5 市長は、第2項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

(実績報告等)

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日が属する年度の3月15日までに関市がけ等擁壁工事实績報告書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る領収書又は請求書の写し

(2) 補助事業の実施中及び実施後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、関市がけ等擁壁工事補助金額確定通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知する。

(補助金の交付等)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、関市がけ等擁壁工事補助金交付請求書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。

(2) 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市がけ等擁壁工事補助金交付決定取消（返還）通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知する。

(財産の処分の制限)

第12条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまでの間、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し

てはならない。

2 市長は、前項の承認を受けた交付決定者が、当該承認に係る財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和 4年 4月 1日から施行する。

年 月 日

関市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

関市がけ等擁壁工事補助金交付申請書

関市がけ等擁壁工事補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり、関市がけ等擁壁工事補助金の交付を申請します。

記

所 在 地	
補 助 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 交 付 申 請 額	円
補 助 事 業 の 内 容	

添付書類

- (1) 位置図（縮尺10,000分の1程度）
- (2) 平面図（縮尺500分の1から1,000分の1程度まで）
- (3) 標準横断図（縮尺20分の1から50分の1程度まで）
- (4) 現況写真
- (5) 補助事業に係る見積書その他の補助対象経費が分かる書類
- (6) 個人情報調査同意書（別記様式第2号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第7条関係）

個人情報調査同意書

関市長 様

関市がけ等擁壁工事補助金の交付決定に関する審査のため、市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金の完納状況等について職員が調査し、及び取得することについて、同意します。

年 月 日

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

別記様式第3号（第7条関係）

関市指令 第 号

様

関市がけ等擁壁工事補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった関市がけ等擁壁工事補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、関市がけ等擁壁工事補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

関市長 印

決 定 の 内 容	交付・不交付
補 助 金 の 額	円
不 交 付 の 理 由	
備 考	

注意事項

- (1) 補助事業が完了したときは、別に定める様式により報告してください。
- (2) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき、交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったときその他市長が補助金の交付を適当でないと認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。
- (3) 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまでの間、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用

し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。また、その承認を受けた交付決定者が、その承認に係る財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。

年 月 日

関市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

関市がけ等擁壁工事補助金交付申請変更等承認申請書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市がけ等擁壁工事補助金について、下記のとおり、申請の内容を変更（補助事業を中止）したいので、関市がけ等擁壁工事補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、交付決定通知書の写しを添付して申請します。

記

変更（中止）の理由	
変更（中止）の内容	
変更後の補助事業費	円
変更後の補助対象経費	円
変更後の交付申請額	円

備考 変更の場合は、その内容の分かる書類を添付してください。

別記様式第5号（第7条関係）

関市指令 第 号

様

関市がけ等擁壁工事補助金変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった関市がけ等擁壁工事補助金の交付に係る申請の内容の変更（補助事業の中止）については、申請のとおり変更（中止）を承認したので（承認することができませんので）、関市がけ等擁壁工事補助金交付要綱第7条第4項の規定により通知します。

年 月 日

関市長

印

承認の条件・不承認の理由

別記様式第6号（第8条関係）

年 月 日

関市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

関市がけ等擁壁工事実績報告書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市がけ等擁壁工事補助金に係る補助事業が完了したので、関市がけ等擁壁工事補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実績額（補助対象経費） 金 円

2 補助事業の完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 補助事業に係る領収書又は請求書の写し
- (2) 補助事業の実施中及び実施後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

関市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

関市がけ等擁壁工事補助金交付請求書

年 月 日付け関市指令 第 号で額の確定通知のあつた関市がけ等擁壁工事補助金について、関市がけ等擁壁工事補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協			本店 支店 出張所
預貯金種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

別記様式第9号（第11条関係）

関市指令 第 号

様

関市がけ等擁壁工事補助金交付決定取消（返還）通知書

次のとおり、 年 月 日付け関市指令 第 号に
〔 よる関市がけ等擁壁工事補助金の交付の決定の全部（一部）を取り消した
より交付した関市がけ等擁壁工事補助金の全部（一部）の返還を決定した 〕
ので、関市がけ
等擁壁工事補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

年 月 日

関市長

印

取消し・返還の内容			
取消し・返還の理由			
返 還 額	円	返還期限	年 月 日